

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第51号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第26号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成23年8月2日とする。